

## 町からのお知らせ

**土地台帳・家屋台帳の閲覧を廃止します**

和水町では、住民サービスの一環として、不動産情報の閲覧を行ってまいりましたが、土地・家屋所有者の個人情報保護の観点から、3月31日で、土地台帳と家屋台帳の閲覧を廃止します。

今後、町内の土地・家屋の登記情報を取得したい場合は、熊本地方務局 玉名支局（玉名市岩崎273 ☎0968・72・2347）または、登記情報提供サービス（<https://www1.touki.or.jp/>）をご利用ください。

なお、納税義務者や借地・借家人に対する地方税法の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧は、引き続き実施します。

**問 税務住民課 固定資産税係**  
☎ 0968・86・5723

**住民課 税務住民係**  
☎ 0968・34・3111

**せきすい斎苑の再開と火葬場使用料の改正**

4月1日からせきすい斎苑を再開（和水町斎場は、3月31日で閉鎖）し、和水町全地区の火葬を行

います。また同斎苑の火葬場使用料を次のとおり改正します。

区 分		町内居住者	町外居住者
12歳以上	1体	12,000円	60,000円
12歳未満	1体	8,000円	40,000円
改葬又は体の一部	1回	6,000円	30,000円
死産児（胎児）	1体	6,000円	30,000円
産汚物など	1回	6,000円	30,000円

**問 税務住民課 生活環境係**  
☎ 0968・86・5723

**国民年金保険料 学生納付特例**

国民年金は、二十歳の誕生日の前日から加入になりますが、学生で支払いが困難な人などには、申請により保険料の納付が猶予される制度があります（学生納付特例制度）。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などで障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

資格 3年以上和水町に在住する人の被扶養者で、大学院、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校または専修学校に在学し、学術優秀、品行方正でかつ学資の支払いが困難と認められる人。

**奨学金の額（月額）**  
高校程度（高等専門学校第3学年まで・専修学校高等課程含む） 10,000円  
大学程度（大学院・短期大学・専門学校・高等専門学校第4学年以上・専修学校専門課程含む） 30,000円

**貸与期間** 正規の就学期間  
**返還** 卒業の1年後から貸与期間の1.5倍の期間内  
**受付期間** 3月1日（日）～31日（日）  
**提出書類** ①奨学生願書・推薦調書（町の定める様式）※町ホームページからダウンロード可②成績証明書（学校発行のもの）③合格通知書の写しまたは在学証明書④世帯全員の所得証明書

**問 学校教育課 学校教育係**  
☎ 0968・86・3131

## 町からのお知らせ

**令和3年度和水町奨学生募集**

令和3年度奨学生を募集します。進学できる能力があるにもかかわらず、経済的理由で修学困難な人に対して学資金を貸与し、将来有能な人材を育てることを目的とし

**問 税務住民課 国保年金係**  
☎ 0968・86・5723

申請する場合は、日本年金機構から二十歳になったときに届く封書内の申請書により郵送申請するか、役場で申請手続きを行ってください。

**対象となる人**  
大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する学生などで、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業などの理由がある人です。

**所得の目安**  
118万円＋（扶養親族の数×38万円）  
**申請に必要なもの**  
在学期間がわかる学生証のコピーまたは在学証明書

## 軽自動車の変更・廃車手続きは、3月31日までに

**問 税務住民課 町民税係** ☎0968・86・5723  
**住民課 税務住民係** ☎0968・34・3111

軽自動車税種別割は、4月1日の軽自動車の所有者に納税義務があります。車の変更・廃車手続きは、3月31日までをお願いします。

**変更手続き** 引っ越しなどで住所が変わったとき、譲渡などにより所有者が変わったとき  
**廃車手続き** 車が必要なくなったとき

<受付窓口>

二輪の軽自動車（排気量125cc超～250cc以下）

三輪の軽自動車

軽四輪貨物車、軽四輪乗用車

熊本県軽自動車協会 ☎050・3816・1758  
〒862-0902 熊本市東区東本町16-3

二輪の小型自動車（排気量250cc超）

九州運輸局熊本運輸支局 ☎050・5540・2086  
〒862-0901 熊本市東区東町4-14-35

原動機付自転車（排気量125cc以下）

小型特殊自動車（農耕用など）

役場窓口で手続きしてください。  
手続きをするときは、印鑑・販売証明書または譲渡証明書・ナンバープレート（廃車時）が必要です。

詳しくは、それぞれの窓口へお問い合わせください。

## 災害時要援護者支援制度をご存じですか

**問 健康福祉課 福祉係** ☎0968・86・5724  
**住民課 健康福祉係** ☎0968・86・3111

和水町では、要援護者を普段から地域で見守り、災害時に迅速かつ円滑な避難の確保を図るための体制づくりを進めています。



**要援護者とは**

災害時などでの避難が困難で、近所の人の協力が必要な人（高齢者（独居、高齢者世帯など）、障がい者、その他援護を必要とする人）のことです。



**避難支援者とは**

要援護者に、普段から声掛けしたり、災害発生時に一緒に避難したりしていただく人のことです。要援護者から避難支援依頼があった場合は、普段のご近所付き合いの一環としてご協力をお願いします。責任を伴うものではありません。

**登録・申請はどうすればいいの**

災害時の対応に少しでも不安がある人は、各地区の区長、民生委員・児童委員または役場健康福祉課へご相談ください。また、登録する際は、近所の人の協力が必要ですので、町が区長・民生委員などに個人情報を提供することがあります。



**登録後**

防災カードをお渡しします。災害時は、このカードを持って避難してください。本人の情報が一目でわかるようになっています。（登録は強制ではありませんが、災害から身を守るために普段から防災の準備や意識を心掛けましょう。）